

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)(参議院送付) 要旨

本案は、最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、一定の要件に該当する高齢運転者に対する運転技能検査制度及び申請により運転免許に条件を付することができる制度の導入を行うとともに、第二種運転免許等の受験資格の見直し、他の車両等の通行を妨害する目的で一定の違反行為をした者に対する罰則の創設等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一 高齢運転者対策の推進に関する規定の整備

1 七十五歳以上の者のうち一定の基準に該当するものは、運転免許証の更新を受けようとする場合には、運転技能検査を受けていなければならないこととするとともに、その結果が一定の水準に達しない者に対し、公安委員会は運転免許証の更新をしないことができることとする。

2 運転免許を受けた者は、公安委員会に対し、運転免許に、その者が運転することができる自動車等の種類を一定の安全運転サポート車に限定するなどの条件を付すことを申請することができることとする。

二 運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備

1 一定の教習を修了した者は、十九歳以上であり、かつ、普通自動車免許等を受けていた期間が通算し

て一年以上である場合には、受験資格の特例として、第二種運転免許の運転免許試験を受けることができることとする。

2 1の特例により取得した免許を現に受けている者であつて、自動車等の運転に関し道路交通法の規定等に違反する行為をし、一定の基準に該当することとなつたものに対し、若年運転者講習の受講を義務付けるとともに、公安委員会は、講習の通知を受けた者が講習を受けないと認めるとき等は、その者が特例により受けている免許を取り消さなければならぬこととする。

三 悪質・危険運転者対策の推進に関する規定の整備

他の車両等の通行を妨害する目的で一定の違反行為をした者に対する罰則を創設すること。

四 その他の規定の整備

乗合自動車の停留所等における駐停車の禁止から除外する対象の拡大、車輪止め装置の取付けの措置による違法駐車行為の防止に係る規定の削除等を行うこと。

五 この法律の施行日は、高齢運転者対策の推進に関する規定の整備、運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備等については公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日、悪質・危険運転者対策の推進に関する規定の整備については公布の日から起算して二十日を経過した日、その他の規定の整備については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日とすること。

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空

における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二九

号）要旨

本案は、最近における無人航空機その他の小型無人機の利用の実態及び空港等の機能の確保をめぐる状況に鑑み、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するため、無人航空機の登録制度について定めるとともに、その上空等において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に国土交通大臣が指定する空港を追加するほか、空港等の管理に関する基準を強化する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 航空法の一部改正

- 1 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める機能確保基準に従って当該施設を管理しなければならないこと。
- 2 空港の設置者は、機能確保基準に従って空港の機能を確保するために空港の設置者が遵守すべき事項を空港機能管理規程として定め、国土交通大臣に届け出なければならないこと。
- 3 無人航空機の登録制度を創設し、無人航空機登録原簿に登録を受けたものでなければ、これを航空の

用に供してはならないこと。

4 3の登録を受けた無人航空機の所有者は、登録記号の通知を受けたときは、遅滞なく無人航空機に当該登録記号の表示その他の当該無人航空機の登録記号を識別するための措置を講じなければならないこと。

二 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部改正

1 国土交通大臣は、小型無人機等の飛行による危険を未然に防止するため、対象空港の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を対象空港周辺地域として指定するものとし、その上空における小型無人機等の飛行を禁止すること。

2 対象空港の施設管理者は、対象空港周辺地域を違法に飛行する小型無人機等の有無及びその所在を把握するために必要な巡視等を行うとともに、違法な飛行が行われていると認められる場合に滑走路の閉鎖等の措置をとること。

3 対象空港の施設管理者は、対象空港及びその指定敷地等の上空において小型無人機による違法な飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機の飛行の妨害等の措置をとることができること。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一

部を改正する法律案（内閣提出第五〇号）要旨

本案は、中小企業による事業承継の円滑化を図るため、経営者保証の解除に係る支援、経営力向上計画及び地域経済牽引事業計画における事業承継支援、親族内承継に関する支援体制の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正

1 経営者保証の存在により経営の承継に支障が生じている中小企業が、経営者保証の付された債務を借り換える際の資金に対して、一定の要件を満たす場合には経営者保証を不要とする信用保証制度を追加すること。

2 他の中小企業者から事業用資産等を取得して事業承継を行おうとする中小企業者に対し、必要資金の調達に係る信用保証について、一定の要件を満たす場合には経営者保証を不要とすること。

二 中小企業等経営強化法の一部改正

1 経営革新計画等の承認等を受けた中小企業者の外国関係法人等が当該計画を行うための資金について、株式会社日本政策金融公庫が当該外国関係法人等に対して直接融資を行うことができることとすること。

2 異分野連携新事業分野開拓計画及び「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」における特定研究開発等計画を経営革新計画に整理統合すること。

三 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正

1 地域経済牽引事業計画の承認の申請時に中小企業者であつて、当該計画の実施期間内に中小企業者でなくなった場合には、当該実施期間内に限り引き続き中小企業者とみなして、当該計画に基づく中小企業者向けの措置を受けることができるものとする。

2 「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」における地域産業資源活用事業計画を地域経済牽引事業計画に整理統合すること。

四 産業競争力強化法の一部改正

認定支援機関の業務に、親族内承継支援業務及び経営者個人の保証債務整理支援業務を追加すること。

五 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

右記の措置を支援するための業務を独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務として追加すること。

六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会)

公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外九名提出、衆法第一六号) 要旨

本案は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を拡大するとともに、町村の議会の議員の選挙においても供託金制度を導入することとする等のもので、その主な内容は次のとおりである。

一 町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大

町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る次の事項につき、条例による選挙公営の対象とすること。

- 1 選挙運動用自動車の使用
- 2 選挙運動用ビラの作成
- 3 選挙運動用ポスターの作成

二 町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁

町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁することとし、その上限枚数を千六百枚(通常葉書の二倍)とすること。ビラの種類、頒布方法、規格等は現行法の市議会議員選挙と同様とすること。

三 町村議会議員選挙における供託金制度の導入

- 1 町村議会議員選挙について供託金制度を導入することとし、その額を十五万円とすること。

2 供託物没収点は、現行法の市議会議員選挙と同様とすること。

四 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される町村の議会の議員又は長の選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を告示された町村の議会の議員又は長の選挙については、なお従前の例によること。

(科学技術・イノベーション推進特別委員会)

科学技術基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第四七号）要旨

本案は、我が国の経済社会の発展及び国民の福祉の向上を図るためには、人文科学のみに係るものを含めた科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進が極めて重要となっている状況に鑑み、科学技術基本法の題名を科学技術・イノベーション基本法に改め、同法において人文科学のみに係る科学技術の位置付けの見直し及びイノベーションの創出に関する規定の新設等を行うとともに、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律において研究開発法人への人文科学分野の研究開発等を行う独立行政法人の追加等を行う等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 科学技術基本法の一部改正

- 1 法律の題名を「科学技術・イノベーション基本法」とすること。
- 2 法の対象に「人文科学のみに係る科学技術」及び「イノベーションの創出」を追加すること。
- 3 「イノベーションの創出」とは、科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出することをいうものとする。こと等所要の定義規定を新たに整備すること。

- 4 研究開発法人及び大学等並びに民間事業者の責務規定を追加すること。

5 「科学技術基本計画」を「科学技術・イノベーション基本計画」とするとともに、同計画の策定事項に、研究者等や新たな事業の創出を行う人材等の確保・養成等についての施策を追加すること。

二 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正等

1 研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、研究開発法人による出資等の業務を実施できることを明確化すること。

2 中小企業技術革新制度の実効性向上のため、根拠規定を中小企業等経営強化法から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に移管し、イノベーション創出の観点から支出機会の増大を図る補助金等（特定新技術補助金等）の支出目標等に関する方針を定めるものとともに、国等が研究開発課題を設定して中小企業者等に交付する指定補助金等の交付その他の支援に関する指針を定めるものとする。

三 内閣府設置法の一部改正

科学技術・イノベーション創出の振興に関する司令塔機能の強化を図るため、内閣府に「科学技術・イノベーション推進事務局」を新設するとともに、内閣官房から健康・医療戦略推進本部に関する事務等を内閣府に移管し、「健康・医療戦略推進事務局」を設置するものとする。

四 この法律は、令和三年四月一日から施行するものとする。